

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について  
 〈令和3年1月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和3年1月19日
(2)事業者の氏名又は名称	甲州第一交通株式会社(法人番号2090001000724) 代表者精松 徳紀
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 山梨県甲府市富士見2丁目1番地62号 (里吉営業所) 山梨県甲府市里吉3丁目10番地12号
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(40日車)
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項
(6)違反行為の概要	令和2年7月15日、死亡事故があった旨公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第5項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 4 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)